



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 885 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 1
- 886 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課)..... 1
- 887 基本測量の実施 ( " )..... 2
- 888 道路の供用開始 (道路保全課)..... 2
- 889 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 2

### ○ 公安委員会告示

- 43 機械警備業務管理者講習の実施 ..... 3

### ○ 公告

- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)..... 4

## 告 示

### 和歌山県告示第885号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和3年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第886号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和3年8月19日
- 2 処分を受ける者
  - (1) 商号 有有限会社サンデン工業

- (2) 代表者氏名 山田修作  
(3) 主たる営業所の所在地 和歌山市園部641番地の9  
(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-30）第14566号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## 4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

## 5 期間

令和3年8月28日から同月30日までの3日間

## 6 処分の原因となった事実

有限会社サンデン工業並びにその現場監督員及び土木作業員は、その業務に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反し、罰金刑に処せられ、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

---

**和歌山県告示第887号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量 1) 電子基準点現地調査  
2) 防災対策地域水準測量  
2 作業期間 令和3年7月1日から令和4年2月28日まで  
3 作業地域 1) 和歌山県和歌山市、海南市、田辺市、紀の川市及び伊都郡かつらぎ町  
2) 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町、太地町及び串本町

---

**和歌山県告示第888号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市松ヶ丘二丁目52番10地先から同市新高町35番17地先まで

供用開始の期日 令和3年8月27日

---

**和歌山県告示第889号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

小松原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱6号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と既設標柱2号を結んだ線、既設標柱2号と既設標柱1号を結んだ線及び既設標柱1号と標柱6号を結んだ線によって囲まれた区域を平成3年和歌山県告示第18号で指定した小松原地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、標柱6号と既設標柱1号を結ぶ線は水路との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

## 標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
6号	海南市	下津町	小松原	城山	144番1	
7号	〃	〃	〃	〃	139番	
8号	〃	〃	〃	〃	141番	

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第43号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年8月27日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

## 1 講習の実施期間、実施場所及び定員

## (1) 実施期間

令和3年10月12日（火）から同月15日（金）までの4日間

## (2) 実施場所

和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 会議室1202

## (3) 定員

15名

## 2 受講を希望する者の手続

受講を希望する者は、令和3年9月6日（月）から同月8日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、3の提出書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

## 3 提出書類等

## (1) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真1枚を貼付したもの）

## (2) 手数料

39,000円（和歌山県証紙により納付すること。）

## 4 講習修了証明書の交付等

(1) 講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

## 5 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

## 6 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務指導室銃砲・営業等許可係  
電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）

## 公 告

## 都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和3年8月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路（3・3・1号国道42号田辺バイパス）

## 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県田辺市芳養町字佐美、小屋谷、七石、大屋谷、井原、茨谷、東井原、目良ヶ谷、清地路、藤原、西炭竈、東炭竈  
芳養松原二丁目  
元町字西松原、東松原、三四六  
稲成町字下組、北皆代

## 3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
田辺市建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

令和3年9月1日から同月15日まで